平成２５年（フ）第６６０号
栃木県真岡市赤羽314番地
債務者　柳　　春江
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６６８号
栃木県さくら市狭間田1826番地２　ベラヴィスタＡ202
債務者　小倉　潔美
1　決定年月日時　平成26年１月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７３号
栃木県宇都宮市富士見町２番10号　柳コーポ102、前住所栃木県宇都宮市末広２丁目２番１号　関原市営住宅１号棟301号室
債務者　鈴木はるみ（旧姓高崎）
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月21日午後３時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２７号
岡山市南区当新田490番地１　当新田市営住宅11番館３号
債務者　富田　　馨
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４２６号
新潟市西区ときめき西１丁目21番11号
破産者　有限会社宙建設工業
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４９５号
京都市南区西九条東比永城町55　下村ビル１号室、住民票上の住所京都市南区西九条開ケ町134番地２
破産者　伊藤慶昌こと　李　　慶昌
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７１３号
京都市西京区大枝沓掛町１番地の71
破産者　株式会社信和電工
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
山口県熊毛郡上関町大字室津830番地
破産者　有限会社永末商店
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第７７号
山口県下関市豊浦町大字宇賀8448番地
破産者　有限会社山本工務店
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４０３号
熊本市南区出仲間２丁目３番７号、前住所熊本市南区八幡７丁目４番14号
破産者　岩本　　清
1　決定年月日　平成26年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１１号
新潟市中央区上大川前通８番町1253番地　パレスマンション多門206号
破産者　石川　京子
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３４号
新潟市東区東明５丁目７番地18
破産者　鈴木　光枝
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７８号
山口県下関市豊浦町大字宇賀8448番地
破産者　山本工務店こと　山本　増男
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８９号
長崎県長崎市油木町35番61号
破産者　永尾　　誠
1　決定年月日　平成26年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２１６号
鳥取県西伯郡大山町中高365番地９
破産者　岡田　繁廣
1　決定年月日　平成26年１月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第６８３号
広島市東区矢賀３丁目１番５―103号Ｂ、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町桃山２丁目17番11―701号
破産者　坂本　一晃
1　破産債権の届出期間　平成26年２月７日まで
2　一般調査期日　平成26年３月５日午後３時30分
平成26年１月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９１６号
大阪府東大阪市新町５番10号
破産者　渡邊真一郎
1　破産債権の届出期間　平成26年２月10日まで
2　一般調査期日　平成26年３月10日午後３時
平成26年１月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０８４号
京都市左京区聖護院山王町18番地　メタボ岡崎507号
破産者　葛川　由美
1　破産債権の届出期間　平成26年２月21日まで
2　一般調査期日　平成26年３月５日午前11時
平成26年１月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係